

産業厚生建設委員会会議録（令和元年9月12日）

出席委員 竹原委員長 青山副委員長 大浦委員 角川委員 原委員 浦田委員  
中川委員

欠席委員 なし

説明のため出席した者 上田市長 石川副市長 藤田産業民生部長 藤名建設部長  
網谷観光課長 岩城建設課長 石川市民課長 結城市民健康センター所長 長崎商工水産課長 黒川農林課長 石井  
まちづくり課長 荒俣公園緑地課長 長瀬上下水道課長  
石川浄化槽整備推進担当課長 石坂生活環境課主幹

職務のため出席した事務局職員 永田局長補佐

午前10時00分開会

**竹原委員長** ただいまから、令和元年9月定例会産業厚生建設委員会に付託された案件を  
審査するため、本日の委員会を開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。

大浦豊貴委員、青山幸生委員をお願いいたします。

日程第2、付託案件の審査に入ります。

説明にあたっては、要点を簡潔に、かつ明瞭にされるようお願いをいたします。

常任委員会に付託されました予算案の説明については、全体委員会でのみすること  
なっております。よって、議案第54号 令和元年度滑川市一般会計補正予算（第2号）、  
議案第55号 令和元年度滑川市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第56号  
令和元年度滑川市工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第57号 令和  
元年度滑川市水道事業会計補正予算（第1号）については、当委員会での説明はしない  
ことといたしますが、当局から追加して説明があればお願いをいたします。

**岩城建設課長** おはようございます。

建設課からでございます。

お手元に配付してありますA4の令和元年度県単独治山事業をお願いいたします。

今定例会で計上しております議案集54-10ページ、第6款農林水産業費、第3項林業

費、1目林業費、補正額、事業名8、治山事業費440万円の事業箇所及び復旧方法等についてでございます。

上の図面は箇所図になります。

図面左上から右下斜めに延びる茶色の線が県道蓑輪滑川インター線になります。

発生場所は東福寺と下野を結ぶ市道沿いで、右下の赤い丸が事業箇所になります。

幅約10メートル、法長12メートルにわたり崩壊し、右下写真のとおり、市道上に堆積したものであります。

原因としましては、崩壊箇所に湧水が見られることから、この湧水により崩壊したものと考えております。

復旧については、これら湧水にも対応できる左下図面の方法となりますが、吹付砕工により復旧することとしているものであります。

以上でございます。

**竹原委員長** ありがとうございます。

そのほか当局からは追加説明はございませんね。

(特になし)

**竹原委員長** ないようでありましたら、これより質疑に入ります。

質疑のある委員、追加で説明を求めたい委員は、挙手のうえ発言をお願いいたします。

**大浦委員** 今ほど治山事業の説明をいただいたんですけど、ここ以外に崩落の危険性のある湧水を含む区間って確認されましたか。

**岩城建設課長** 降雨時といいますか豪雨時には、土砂災害の発生するところ等についてはパトロールを行っておりますが、これに伴って改めて点検はしておりません。

**大浦委員** 補正予算のほうでも県の補助金で220万円、2分の1あるんですけど、この県単独治山事業の項目は4つあるかと思うんです。その4つのうちのこれはどれで申請されたんですか。

**岩城建設課長** 県の単独事業で、市が実施する事業に対して2分の1補助をするという事業になります。

**大浦委員** 県単独の治山事業で、項目が4つあって、一般治山事業であったり荒廃防止災害復旧事業、地すべり防止事業とかあって、この4つって全部補助率が一緒なんですかね。

**岩城建設課長** 今言われた4つにつきましては、補助率は全て把握しておりません。当然、

発生した時点で新川農林振興センターの治山班に状況を報告しまして、治山班のほうからも現地を見ていただいて、これについてはこういった事業が適用できるということで調整をして、今回事業実施に至っております。

**大浦委員** 4つ出っていたので、補助率が全部2分の1なのかなと思ったんですけど、例えば3分の2の補助率であるものとかであるなら、そういったものを使えなかったのかなという思いであったりとか、あと、これは市町村が申請書を出すんですよね。その項目4つの中からの適用を使って。そうした場合に、やっぱり補助率、今ちょっとわからないと言われたので、本当はその補助率等も使って、有利なものを検討されなかったのかなと思ってちょっと質問をさせていただきました。

**岩城建設課長** 今ほどもちょっと申し上げましたが、採択要件等もありまして、今回の崩壊は治山事業とすれば小規模な崩壊でありまして、これで採択していただける事業ということでお願いしたところ、今回の事業となったものでございます。

**竹原委員長** そのほかございませんか。

**浦田委員** 54-10ページ、第6款農林水産業費、第3項林業費で、事業名5番の森林整備対策事業費について59万4,000円。説明では、西部小学校の児童クラブハウスという話なんですけど、地元の木を使ってという話なので、この地元の木、蓑輪と言われたんですが、蓑輪のどの山中なのか、あるいは市行造林か、あるいは個人の山なのかということをもっとお尋ねします。

**黒川農林課長** 場所につきましては、蓑輪の集落から県道宇奈月大沢野線を上市側へ約1.8キロ行ったところの蓑輪の山林で、間伐事業でありますので、整備面積としては約5ヘクターを予定しております。実施主体は新川森林組合が実施する事業であります。全て民有林になります。

**浦田委員** ということは、民有林ということなので、この59万4,000円、中身は具体的にどういう形になるんですか。

**黒川農林課長** この事業につきましては、森林環境保全直接支援事業という事業を活用しております。国の補助が85%、市負担は15%の事業で、実施主体は新川森林組合が実施するものであります。

**浦田委員** 今ほど国がという話なんですけど、ここには国のは記載していないけど。

**黒川農林課長** 事業費全体で約400万、国が336万円余りの補助、あと市の補助が59万4,000円という形になっております。

**浦田委員** 今、民有地だという話なんですけど、これは用買も含めての予算なんですか。

**黒川農林課長** これはあくまでも森林整備の間伐事業でありますので、間伐した材木が出ますので、それを活用したいということです。

**浦田委員** ちょっと確認なんですけど、間伐というのは、さっき言った5ヘクタール、全体を伐採するというわけじゃないということですよ。

**黒川農林課長** はい、そのとおりです。一応この5ヘクタールを間伐して森林を整備するという事業であります。

**浦田委員** 今ほど森林を整備ということで、間伐材を利用して児童館をつくられるというんですけど、間伐のどれだけの部分が残って、どれだけのものを伐採されて、伐採された後の整備はどうなるんですか。

**黒川農林課長** とりあえず森林全体は密集しておるということで間伐事業に入りますので、間伐した後については、残った木をそのまま成長させて、あと民有林でありますので、所有者の方が切り出す時期を見て切り出されるかということになるかと思えます。

**竹原委員長** 課長、今浦田委員が聞かれたのは、それも含めてなんですけど、5ヘクタールの間の間伐、例えば500本木が生えていて100本間伐しますと。そのうち滑川市で使用する分が50本ありましたと。残りの50本は森林組合で売却してどうのこうのというお話だと思うんですよ。その間伐した本数はどうでもいいんで、間伐した材料を、滑川市にこれだけ行きます、でも残った間伐材はどういう利活用をするんですかという話だったと思うので、それをちょっと聞かせてください。

**黒川農林課長** 今は間伐で切り出しだけの事業ですので、聞いていけば1,000本ぐらいの木が出るんじゃないかと予想されて、それが全て使えるか使えないかは別としまして、出ます。それで、その中で、今予定されております西部小学校区の放課後児童クラブの施設にどれだけ必要か、当然、余れば県産材として森林組合が売ることになります。

**浦田委員** これでよろしいです。

**竹原委員長** そのほかございませんか。

**大浦委員** 運動公園管理費のスポーツトラクターの購入ですけど、これはどういう表現をしていいかわからないんですが、グレードと言えばいいのかわからないんですけど、今と同規模のものを購入されるのかお聞かせください。

**荒俣公園緑地課長** 現在、滑川運動公園は3球場っております。したがって、スムーズ

に整備するためには、今現在のものよりもう1つ上のものを考えているところがございます。

**大浦委員** そしたら、要は、例えば今1つ上げたもので補正予算を組まれたと思うんですけど、それ1つ、今と同規模のものであれば幾らほど予算的に違ってくるのか。

**荒俣公園緑地課長** 予算要求段階の金額なんですけど、100万ほど違っております。

**大浦委員** 今使っているもの、23年から24年間、その規模、グレードのもので使用されてきて、考えたら、それで今行ってきて、予算的に100万違うというのであれば、同規模のものでも問題ないのかなと思うんですけど、その100万という予算を上げて購入される理由をもうちょっとお聞かせください。

**荒俣公園緑地課長** 一応滑川市は3球場持っているということで、数年に一度ですが、比較的大きな大会も2球場あるいは3球場使って行われることがあります。1台のもので3球場使い回して整備するためには、やっぱり今までのものではちょっと操作性が悪いので、稼働率のいいものを選定したものでございます。

**大浦委員** それは当局の見解なのか、それとも整備されている委託業者さんからそういった要望が出たのか、どちらなのかお聞かせください。

**荒俣公園緑地課長** 当局のほうでの見解でございます。

**上田市長** 野球協会からの使っているうえでのお願いです。

**大浦委員** はい、わかりました。

**竹原委員長** 今ほどのスポーツトラクターなんですけど、今、3球場同時に使用される頻度は少ないにしろ、使い勝手のいいスポーツトラクターを導入したいというのはわかるんですけど、今ほど市長からも野球協会からの要望だというお話もありました。

指定管理者で滑川市体育協会が球場を管理して、グラウンド整備はシルバーに委託して、今まではトラクターでグラウンドを整備していたと。指定管理者にスポーツトラクターを購入したい旨があるのであれば、やっぱり事前に、今度野球場であんたらち、ちょっと整備性悪いから、スポーツトラクター欲しいがやったら要望上げてくれだとか、そういった話も、野球協会以外に母体である体育協会だとか指定管理者に私は相談すべきだった事案ではなかったらうかなというふうに思っています。

せっかく400万円もかけてスポーツトラクターを導入するのであれば、今ほど球場の使い勝手云々と言われるのであれば、例えばフェンスの補修だとか、そういったことも視野に入れて、皆さんに使っていただける環境を整えるという聞く耳を持ってほしいな

と。

ただ、それは今公園緑地課ですけど、担当はスポーツ課になってしまいます。そういった行政部分があって、なかなかまとまりがつかないという今のやり方というのはちょっと私は、当局からの提案ですというのはわかりますけど、使う側の方々にもやっぱり相談があってしかりだったかなというふうに思うんですけど、見解はどうですか。

**荒俣公園緑地課長** 野球場につきましては、指定管理者が体育協会ということで、体育協会の中でも、野球協会の方で実際にスポーツトラクターを操縦していただいているのがほとんどでございます。その中での要望でありますので、指定管理者からの要望というふうに受けております。

**竹原委員長** トラクター購入費400万円余りということで、金額が金額ですから、そういったことに、どこに予算をかけて効率よくするかというのも1つ考えていただきたいのと、今後ですよ。やっぱりそれぞれに修繕箇所だってたくさんある中で、ここに特化して予算づけするというのも、双方でやっぱりお互い話し合いをして、箇所づけすべきことがあるのであれば、今後、指定管理者との話し合いの場というのはぜひ設けてください。これは要望とさせていただきます。

**上田市長** 一応ごらんになってわかるかと思いますが、野球協会はメンテナンスも含めて積極的にやってもらっているという、本当はこっちでやらなければならないことも野球協会が自主的にやってくれていると。これまでの要望は年々出てきますけども、必要以上のものを要求しているとは思えませんので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

**原委員** 関連なんですけど、このスポーツトラクター、例えば3つの球場を管理するということは、ならしがあったり、いろんな仕事があると思うんですけど、例えば芝生の肥料を散布したり、目土を散布したり、いろんな活用の仕方があると思うんですが、そのところはアタッチメントだとかそういったものは含んでいないということですか。あくまでも3球場での整備、グラウンド整備用のトラクターということなんですか。それ以上、例えば今言ったように、肥料だとか目土散布だとか芝刈りだとかという、そういったものに使用するという事ではないんですか。

**荒俣公園緑地課長** 今ほど購入したいと言っているスポーツトラクターの後ろにアタッチメントをつけるんですが、今回はグラウンド整備においてのものをつけたものでの金額となっております。当然、芝刈り用のアタッチメントもありますが、今回はグラウンド整備のアタッチメントを附属するという事をしております。

**原委員** ということは、今後、例えば芝生の管理用に使用できる機械の導入も視野に入っているということですよ。そういうふうに考えていけばいいんですか。

**荒俣公園緑地課長** 今現在のところは視野に入れていません。芝の管理は芝の管理で市内造園業者をお願いしているところでございます。

**竹原委員長** ほかにございませんか。

**浦田委員** もう1点、同じところの第6款の農林水産業費、事業名9番の森林環境譲与税基金積立金140万ですけど、これは国の譲与税に基づいていることなので、ほぼ初めて、これは条例にも関係があるんですけど、初めてこの譲与税が当市に来たということで、基金条例をつくって基金されるんですけど、その140万の譲与の歳出根拠がもしわかれば、各市町村によって、あるいは算出の面積だとかいろいろあると思うのだけど、なぜ140万が譲与されたかという根拠がわかれば聞かせてください。

**黒川農林課長** 140万の算出根拠でありますけれども、まず市有林、人工林の面積、これが10分の5、林業就業者数、これが10分の2、あと人口で10分の3、これらを案分して算出された金額が滑川市の場合140万円ということで来ることになっております。

ただ、森林環境税につきましては令和6年からになりますので、令和5年までは特別会計の借入れによる対応ということで、満額ではありません。

**浦田委員** わかりました。

**青山副委員長** 今ほどの話の続きなんですけれども、竹原委員長の一般質問等々では、マックス300万まで上がって行ってという話は6年以降だったと思うんですけれども、そこで質疑も出ていたんですけど、結局のところ、今後、金額で一体ビジョン的にはどこまでの整備になるのかという、そこがやっぱりぼやぼやとしているんじゃないかなと思うんですけれども、市としては、この予算立てをしていったときに、最終的にこれがこうなりますよという明確なものというのはあるんでしょうか。

**黒川農林課長** 当然、今は140万とか、少しずつ上がっていくわけなんですけれども、これをもって全ての森林を整備というのは到底無理な話でありますので、これを使ってできる範囲での山林整備ということで今のところは考えております。

**青山副委員長** それこそ議場で質疑があったとおり、いわゆるそこまでの林道を整備するだけの、すぐお金を使い切っちゃうような金額ですよ、満額になったところで。そうなってくると、本当に手をつけられるものになるのかどうなのかというので、結局、そこまで、林道だけ頑張って整備しましたとかというときに、実際の本当のやりたかった

森林整備、一切できないままこの事業は終了してしまうんじゃないかという懸念がありまして、今国から来たからやりますよというのは、当然、そういうところはスタートなんでしょうけれども、やっていく中で、議場でも言っていましたけど、その後の森林の計画とかというのは今後どういったものなんですか。

**黒川農林課長** 国のほうはこれに合わせまして、森林経営管理制度というものを新たに創設しております。国のほうでは、これを実施できるような形での基金の運用はできないかということで、なるべくそういうものに使ってくれといったようなこともっております。

そこで、滑川市の山でも経営管理計画を定めている山がありまして、そういうところについては、新川森林組合が中心となって、山林の間伐事業だとか、国のそういう補助を入れて実施しておりますので、その他手つかずの山について、この基金を使って少しでも森林整備ができればというふうに今のところは考えております。

**青山副委員長** これは多分、要望だけで終わってしまうんですけども、結局、最終的にはお金が微妙というところで限られているものですから、最終的にはそのプライオリティーのつけ方だと思うんですね。例えば整備に対して、ここが崩れる予定で結局間伐していかなきゃいけないというようなところであれば、当然プライオリティーは高いわけなので、そういったところの計画というのは市は独自で、今後どんなものですか。

**黒川農林課長** 森林関係につきましては、いろんな補助事業がありまして、当然、そういう県の補助事業、国の補助事業でやっていけるところについては積極的にそういうものを活用してやっていくこととしておりまして、基金については、そういう補助事業が入らないようなところをちょっと手をつけていく必要があるのかなというふうに思っております。

**上田市長** 林業は70年近くほったらかされた、もう突き放された業界であります。そんなことを考えると、産材に使えるのか、県産材を使うと、そういうような話は最近出てきたという感じがします。本当に置いてきぼりを食った林業でありますから、その手つかずな状態に今手をつけ出したということです。新川森林組合の総会にも出るんですよ。使ってくれ、使ってくれ。使う前に林道が要るがでないか、林道なけんにやどう切り出すかと言うと、本当はそれが一番大事です、こんな話が後から出てくるような始末ですから、低度のものだなと思って少し眺めてもらいたいし、新川森林組合でも何回もこの話が出ますけど、それにしても、私が今考えていてちょっと問題だと思うのは、滑川

市の材木を使ったときですら、買うよりも自分ところの材木のほうが高くなる、こういう状態だということを皆さん知っておいていただきたいと思うんですよ。林業は行政でカバーしなきゃもたないと、買えるもんで買うぜと、こういうことを言っているわけです。一方、裏側で。裏側ですよ。でありますので、常に眉唾で監視していかなきゃ、甘いことを言うと、こっちがかちゃかちゃにやられるという感じの業界がこの日本の造林ということでもあります。

市有林というのは、先ほど言いましたように、今の児童館で使ったわけです。魚津の島尻の山を切り出して、それから大日のほうも切り出して滑川市の材木を使ったわけです。このときも高かったです。と同時に、市行造林というのは、個人の持ち主と、市も援助しながら育てたスギ林、これであります。これらについても、林道というか、切り出しのための道路もついていません。だから、差し当たり市行造林あたりも身近に使っていかなきゃいけない、そういうことになろうかと思えます。

長い間ほったらかしになっていたもう1つは、今、どこの森へ入りましても、成木はものすごい立派な成木ができているんだけど、今言ったように切り出しが全然できていないから、使える材木がいっぱいあるんですよ。だから、これを有効利用するにはということで、これからも手を緩めることなく、県にも国にも相談しながら有効に使っていくべきだろうと思えます。手探り状態のところが強いものですから、ちょっと一言申し上げました。

**竹原委員長** そのほかございませんか。

**中川委員** ちょっとだけ、今ほどの市長の話の中で、島尻の市有林の話が出たんですが、前、東部小学校の施設を建てるとき、そこから出したということを聞いていたんですが、切った後、植林というのはされているのかどうか。

**上田市長** 植林はしていないので、今植林しろということを指示しているところです。できれば、今回問題になったかな、境界線がなかなかはっきりしない山林でありまして、個人の持ち主はどうも境目がわからない、こういう状況でありますので、GPSも使ったりして、しっかりと自分のところの市有地を押さえて、場合によっては桜でも植えてやろうかと思っているんです。スギばかりじゃわからないから。滑川、ここは違うよと。

こういうことがありました。島尻のところには滑川の方でそばに地面を持っている人、滑川市はずっと今、滑川市の個人のところへ入り込んでいるということを言いましたけ

ど、どこにもその書類、証拠がない、こういう状況でありまして、ほとんど俺のところの地面だ、おまえのところは侵略したなんて話ばかり出てくるので、これは林業をやるうえでの、山の中でのトラブルがそこに出てくるという、これも参考にしてもらいたいと、このように思っています。

**中川委員** わかりました。

次の質問ですが、商工費、工業振興費ですが、本会議では6社に支給されたということを知ったんですが、会社の名前も発表できますか。

**長崎商工水産課長** 6社ですけれども、申し上げます。日医工株式会社、武内プレス工業株式会社、三晶MEC株式会社、藤堂工業株式会社、北陸建工株式会社、伸和工業株式会社、以上6社でございます。

**竹原委員長** そのほかございませんでしょうか。

**大浦委員** すみません。しつこいんですけど、スポーツトラクターの話なんですけど、さっき3球場されると言っていて、多分今1台だから1台購入されるのかなと思うんですけど、逆に3球場あるのであれば、同予算で2台購入するということは考えられなかったのかなと思うんです。購入可能かどうかはわからないんですけど。例えば1台の所有であれば、ふぐあいが起きたとき、当然、整備で、その間はグラウンド整備できなくなるわけです。そういったことって、例えば野球協会から要望があったと言われたんですけど、そういった要望は出なかったり、1台の購入の要望が出たときに、効率的に、効果的にということを考えれば、2台ということを検討されなかったのかなと思うんですけど、どうですか。

**荒俣公園緑地課長** 現在のところは1台所有していますので、今回新たに購入することによって、しばらくの間は2台で行けるということで、今回一気に2台ということは検討しませんでした。

**大浦委員** 例えばグレードを下げて2台購入することって可能なんですか、単価的には。

**荒俣公園緑地課長** グレードを下げるにしても、やっぱり2台となると今の400万よりもかなり大きな金額になるので、ちょっと今回は検討しませんでした。

**竹原委員長** そのほかございませんか。

(質疑する者なし)

**竹原委員長** ないようでしたら、引き続き予算以外の議案についての説明に入ります。

議案第58号 滑川市森林環境譲与税基金条例の制定についてから議案第60号 滑川

市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第64号  
滑川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第75号 不  
動産の処分についてから議案第76号 市道の路線認定及び廃止についてまで、順次、当  
局より説明願います。

**黒川農林課長** それでは、私から議案集58-1ページをお願いいたします。

議案第58号 滑川市森林環境譲与税基金条例の制定についてであります。

資料集で説明いたします。

資料集の1ページをお願いいたします。

1、条例の制定の理由であります。国からの森林環境譲与税を財源とする基金を設  
置することにより、本市における森林整備及びその促進を図るため、新たに条例を制定  
するものであります。

2、条例の制定内容であります。

第1条で基金の設置について、第2条で積み立てる基金の管理について、第3条で基  
金の処分について、第4条で細則についてそれぞれ規定しております。

3、施行期日は公布の日からとしております。

これにつきましては、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森  
林環境税及び森林環境譲与税を創設したものであります。

森林環境税につきましては、令和6年度から課税されますが、森林環境譲与税は今年  
度より国から市へ譲与されるものであります。

森林環境譲与税は、間伐などの森林整備、森林整備を促進するための人材育成、担い  
手の確保及び木材利用の促進や普及啓発等の事業に充てることとされております。

森林環境譲与税を基金として積み立てて必要に応じて活用することを目的に、今回、  
基金条例を制定するものであります。

なお、条文につきましては、議案集の58-1に記載したとおりであります。

私からは以上です。

**竹原委員長** 続いて、石川市民課長。

**石川市民課長** それでは、私のほうからは議案集59-1ページの説明をさせていただきます。  
す。

議案第59号 滑川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

説明は資料集にて説明をさせていただきます。資料集の2ページをお願いいたします。

まず、制定の理由でございます。住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が令和元年11月5日に施行されることから、当該条例が引用している部分につきまして所要の改正を行うものでございます。

主な制定内容につきましては、第5条及び第14条関係で、印鑑登録可能な氏名等に旧氏を追加するものでございます。これによりまして、旧姓を使用しながら活動する女性がさまざまな場面で旧姓を使用しやすくなるように、旧氏を併記できるようにするものでございます。

また、今回の改正に合わせまして、条例内の文言の整備を行っているものでございます。

施行期日につきましては、住民基本台帳法施行令等の施行に合わせまして、令和元年11月5日としているものでございます。

なお、新旧対照表につきましては説明を省略させていただきたいと思っております。

以上でございます。

**竹原委員長** ありがとうございます。

続いて、藤田福祉介護課長。

**藤田産業民生部長** それでは、議案集の60-1ページをお願いいたします。

議案第60号 滑川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

説明については資料集の6ページでさせていただきたいと思っております。お願いいたします。

1、制定（改正）理由であります。災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する制限の一部を改正する政令が令和元年8月1日に施行されたことから、当該条例において引用している部分について所要の改正を行うものでございます。

2として、制定（改正）の内容であります。

条例第15条の改正となります。

第15条第3項では、貸付金であります災害援護資金の償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払い猶予について規定しておりますが、その中で引用している法令の改正に伴い条文を整理するものでございます。

改正前のところで、法律ですから、法第13条第1項としているものを法第13条、これについては償還金の支払い猶予について、第14条第1項については、償還免除されない場合について、第16条については、新設ですが、報告等について規定するというようになります。

政令については、改正前は令第8条から11条と規定しているところを、令8条、9条、12条に変更されるものでございます。

3、施行期日については、公布の日で、令和元年8月1日から適用するものでございます。

なお、新旧対照表につきましては説明を省略させていただきます。

以上でございます。

**竹原委員長** 続いて、長瀬上下水道課長。

**長瀬上下水道課長** それでは、議案集の64-1ページをお願いします。

議案第64号 滑川市水道事業給付条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

資料集の54ページをお願いします。

条例の改正理由ですが、水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備及び経過措置に関する政令により、水道法施行令の一部が改正され、令和元年10月1日に施行されることから、当該条例において引用している部分について所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、給水装置の構造及び材質について、引用している水道法施行令の改正に伴い条文を整理するもので、引用している水道法施行令第5条が第6条に改正されることによるものでございます。

施行期日は令和元年10月1日でございます。

なお、55ページの新旧対照表につきましては説明を省略させていただきます。

以上です。

**竹原委員長** 続いて、議案第75号 不動産の処分について、長崎商工水産課長、お願いします。

**長崎商工水産課長** それでは、議案集75-1をお願いいたします。

議案第75号 不動産の処分についてでございます。

第4期安田工業団地用地におきまして、次の市有地を工業用地として処分したいので、

地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

場所、地目、面積、3区画分の売却価格につきましては、こちらの記載のとおりでございます。

契約の相手方ですけれども、第1及び第2区画につきましては、北陸熔断株式会社、代表取締役、酒井洋、並びに第3区画につきましては、株式会社アイカワ、代表取締役、相川一氏でございます。

各区画の売却価格等詳細につきましては、資料集の59ページに記載しております。

以上であります。

**竹原委員長** 続いて、議案第76号 市道の路線認定及び廃止について、岩城建設課長、お願いします。

**岩城建設課長** それでは、議案集76-1ページをお願いいたします。

議案第76号 市道の路線認定及び廃止についてであります。

次のページ、76-2ページに記載の11路線を市道に認定し、76-3ページに記載の4路線を廃止するものであります。

いずれも都市計画法に基づく住宅団地の造成により、新たに整備された公共施設の帰属に伴うものでございます。

議案資料集にてご説明いたします。

議案資料集の60ページから63ページの路線認定図をお願いいたします。

まず、路線認定についてであります。

60ページ、菰原地内の住宅団地でございます。路線番号A-410、菰原団地8号線からA-413、菰原団地11号線までの4路線で、起終点は下島または菰原であり、4路線合わせた延長は410メートルであります。

次に61ページ、清水町地内の住宅団地でございます。路線番号A-414、清水町団地1号線とA-415、清水町団地2号線の2路線で、起終点はいずれも清水町であり、2路線合わせた延長は237メートルであります。

次に62ページ、上島地内の住宅団地でございます。路線番号B-211、上島団地4号線からB-214、上島団地7号線までの4路線で、起終点はいずれも上島であり、4路線合わせた延長は652メートルであります。

次に63ページ、北野地内の住宅団地でございます。路線番号C-144、北野団地18号線

で、起点は北野、延長は131メートルであります。

以上11路線の認定合計延長は1,430メートルであります。

次に、路線廃止についてでございます。

次のページ、64ページの路線廃止図をお願いいたします。

今回記載の上島地内の住宅団地の4路線を廃止するものでございます。

先ほど認定で説明いたしました上島地内の住宅団地の4路線の市道認定に関連するもので、団地造成の1期、2期分の公共施設の持続を整備したうえで既存の路線を廃止するものであります。

廃止する4路線合わせた延長は249メートルであります。

私からは以上でございます。

**竹原委員長** ありがとうございます。

それでは、質疑に入ります。

質疑をお持ちの委員の皆様、挙手にてお願いをいたします。

ございませんか。

(質疑する者なし)

**竹原委員長** ないようでしたら、総括で何かあればお願いをいたします。ございませんでしょうか。

(質疑する者なし)

**竹原委員長** それでは、質疑を終結いたします。

引き続き、討論に入ります。

討論をご希望される委員の方はお申し出願います。ございませんか。

(討論する者なし)

**竹原委員長** これにて討論を終結いたします。

それでは、これより挙手により採決を行います。

議案第54号から議案第60号、議案第64号及び議案第75号から議案第76号までの10議案を一括して採決を行います。

議案第54号 令和元年度滑川市一般会計補正予算（第2号）

第1表 歳入 所管部分

歳出 第6款 農林水産費

第7款 商工費

第8款 土木費

第12款 諸支出金（但し、子ども課所管分を除く）

- 議案第55号 令和元年度滑川市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第56号 令和元年度滑川市工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第57号 令和元年度滑川市水道事業会計補正予算（第1号）  
議案第58号 滑川市森林環境譲与税基金条例の制定について  
議案第59号 滑川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第60号 滑川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第64号 滑川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第75号 不動産の処分について  
議案第76号 市道の路線認定及び廃止について  
賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

**竹原委員長** 賛成全員。よって、付託案件、議案第54号から議案第60号、議案第64号及び議案第75号から議案第76号までの10議案については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

午前10時50分議決

**竹原委員長** 以上で、付託案件の審査は終わりました。

続いて、日程第3 その他事項で、当局の方から何かありましたらお願いをいたします。

**黒川農林課長** 農林課です。よろしくお願ひいたします。

私のほうからは、蕨輪頭首工に係る国営土地改良事業早月川地区に伴う農振除外の方法の追加について、お手元に配付してあります資料に基づきまして説明したいと思います。

この件につきましては、平成30年4月25日開催の産業厚生建設委員会協議会において、国営土地改良事業早月川地区の事業開始から事業完了後8年間は、事業の受益地区が農振除外の規制を受け、資料の土地改良事業期間中の①②に記載してあるとおり、分家住宅や農家住宅等を対象とした27号計画、また工場等を対象とした農村地域への産業の導

入の促進等に関する法律、農産法等による方法でしか農振除外の申請手続きができないことを説明させていただいたところであります。

今回、8月29日に、県農村整備課から市に対し、農水省農村振興局整備部長通知の「国営かんがい排水事業等の実施地区における受益地の除外に係る手続等について」の通知文の提示及び説明があり、また9月4日には、北陸農政局西北陸土地改良調査管理事務所早月川支所より通知文の取り扱いについて説明がありました。その結果、お手元の資料の土地改良事業期間中の③、太枠で囲んである点が今回農振除外ができる方法として追加したものであります。

これまでは国営土地改良事業早月川地区について、事業開始後、受益地からの除外はできないと説明されていたところではありますが、今回国の通知を受け、事業主体である北陸農政局西北陸土地改良調査管理事務所早月川支所では、今回の葦輪頭首工での国営土地改良事業は受益地からの除外を行っても計画への影響はほとんどないため、農振除外手続を行い、農地転用まで行う計画がある案件については受益地5%以内、135ヘクターぐらいになるんですけれども、であれば、容易に受益地からの除外ができるとの見解が示されたものです。

具体的には、受益地から除外を要望する者が市と協議したうえで、早月川沿岸土地改良区に受益地の除外の申し出を行い、これを土地改良区が国に報告し、国はその報告をもって当該農地を受益地から除外するというものです。

当然、受益地から除外された農地につきましては、通常の農振除外手続で行うというものになります。

これを受けまして農林課では、今後、受益地から除外された農地は通常の農振除外申請の手続で受け付けを行うこととなります。受け付けは今、年4回実施して、次は11月受け付けから実施ということになります。

あと、注意事項としましては、受益地からの除外につきましては、土地改良事業期間中、最初が令和6年3月までの事業計画になっておりますので、その間の対応でありまして、土地改良事業完了報告後8年間、今、予定では令和6年4月から令和14年3月の対応につきましては、今までどおりということで、受益地からの除外は原則できないということであります。

また、早月川沿岸土地改良区の受益地は、他の土地改良区、中部土地改良区、南部土地改良区、東部土地改良区等と重なっているところが多く、他の土地改良区では県営事

業での用排水路改修の土地改良事業を実施しているところがあることから、重なっている場所での通常の農振除外を受けるには、両土地改良区が行っている土地改良事業の受益地から除外する必要があります。

ただし、県営事業での用排水路改修の土地改良事業につきましては、受益地からの除外を行った場合、計画への影響が大きいため、受益地からの除外は難しいと聞いております。

こういったことで、今後、こういった対応をとっていくこととして、窓口並びに市内の不動産業者さん等に周知し、事務の徹底を図っていくこととしております。

以上です。

**竹原委員長** 続いて、都市計画道路の変更について、石井まちづくり課長、お願いいたします。

**石井まちづくり課長** まちづくり課です。よろしくお願いたします。

私のほうから、都市計画道路の変更についてでございます。

お配りしておりますカラー刷りのA3の図面をお願いいたします。

踏切道改良促進法に基づきまして、現在、建設課にて第1坪川踏切を平面交差、片歩道での拡幅改良を予定しております。図面の右側に③とありますけども、市道中野島坪川線改良及び道路改良、そちらの太い赤線になります。しかしながら、図面の①の区間になりますけども、都市計画道路漁港中野島線が昭和42年に立体交差、両歩道で決定されており、鉄道事業者との協議の支障となっておりますことから、都市計画道路としては廃止したいと考えております。

また、漁港中野島線廃止に伴いまして、図面の②の部分ですけども、都市計画道路滑川海岸線の起点をネットワークを考慮して変更することと考えております。今後、地元説明、県都市計画審議会を終えた都市計画決定など、所要の変更手続を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

**竹原委員長** ありがとうございます。

それでは質疑に入りますが、1点ちょっと黒川課長、今ほどの農振除外についてのお話の中で、③の黒枠囲みの中で「市と協議したうえで」という文言があつて、例えば令和6年3月ごろまでの間であれば、今までどおり農振除外は条件つきで可能だと。簡単なことを言いますと、例えば市が人口減対策で住宅造成をしたらどうやということ民

間業者さんが住宅造成します。じゃ、その田んぼ、例えば1ヘクタール当たりを造成するにあたり、市が、人口増に向けた取り組みだからいいんじゃないかということで、わかったよという形で事業が進みました。じゃ、いつの段階で、令和6年までの期間中ということでもありますから、農振除外を出したときが令和6年までの期間なのか、あるいは造成が完了したのがその期日なのか、あるいは戸建ての住宅が建った時点で完了なのかという素朴な疑問と、あと農振除外に関して、例えば受益地から除外することに対してのある意味ペナルティーみたいなものはあるのかなのか、ちょっと教えてください。

**黒川農林課長** まず「市と協議したうえで」と記載してありますけれども、これについては、国のほうは農振除外から転用までしっかりした計画がある案件について除外しますということをおっしゃるものですから、市ではあらかじめ、農振除外の審査基準を持っておりますので、そういったものに合致するかどうかもまず見させてもらおうと。そのうえで改良区へ申請していただいて除外してもらって、普通の農振除外を受ける形となるということに今、国との協議の中でなっております。

2点目の最終の令和6年3月にどういった状況であればいいかということについては、これはあくまでも受益地からの除外でありますので、3月までに除外していただければ普通の農振除外。ただし、先ほど言いましたように、何でもかんでも外してくれというのは国は認めませんので、農振除外から転用までしっかりした計画があつて初めて国は同意するといったことになっておりますので、その点また周知していきたいと思っております。

**竹原委員長** ペナルティーは。

**黒川農林課長** できなかった・・・。

**竹原委員長** いや、受益地から除外することに対しての精算金。

**黒川農林課長** 特にないと思っております。

**藤田産業民生部長** すみません。ちょっと補足みたいになりますけど、農振に関しては、従来と考え方は変わっておりません。今の案件については、土地改良事業からの受益地からの除外ということです。農振については、過去から国営事業のあるいは土地改良事業の開始から完了後8年まで、それは変わらないので、要は、改良事業の受益地から外れれば農振は通るということです。ですから、今の早月川については、土地改良事業では完了したら受益地からは外れませんが、完了するまでについては外れるということで、要は農振の縛りがなくなってしまうということの扱いでございます。

以上でございます。

**竹原委員長** ありがとうございます。

それらを踏まえて、質疑をお持ちの委員の皆さん、ございませんか。

(質疑する者なし)

**竹原委員長** ないようですので、その他については閉じさせていただきます。

以上で産業厚生建設委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

午前11時03分閉会